



# 茨城県報

第 448 号

令和 5 年 (2023年) 10月10日

火 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (資源循環推進課) ..... 1
- 令和 5 年度茨城県准看護師試験の実施 (医療人材課) ..... 3
- 青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課) ..... 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) ..... 6
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課) ..... 7

### 公 告

- 落札者等の公示 (情報システム課) ..... 7
- 漁船損害等補償法施行令に基づく発起の届出 (漁政課) ..... 8
- 県営土地改良事業計画 (農村計画課) ..... 8
- 都市計画の案の縦覧 (都市計画課) ..... 9

## 告 示

### 茨城県告示第1113号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号。以下「法」という。) 第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 5 年10月10日

茨城県知事 大井川 和 彦

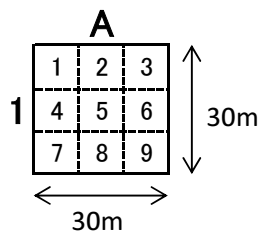
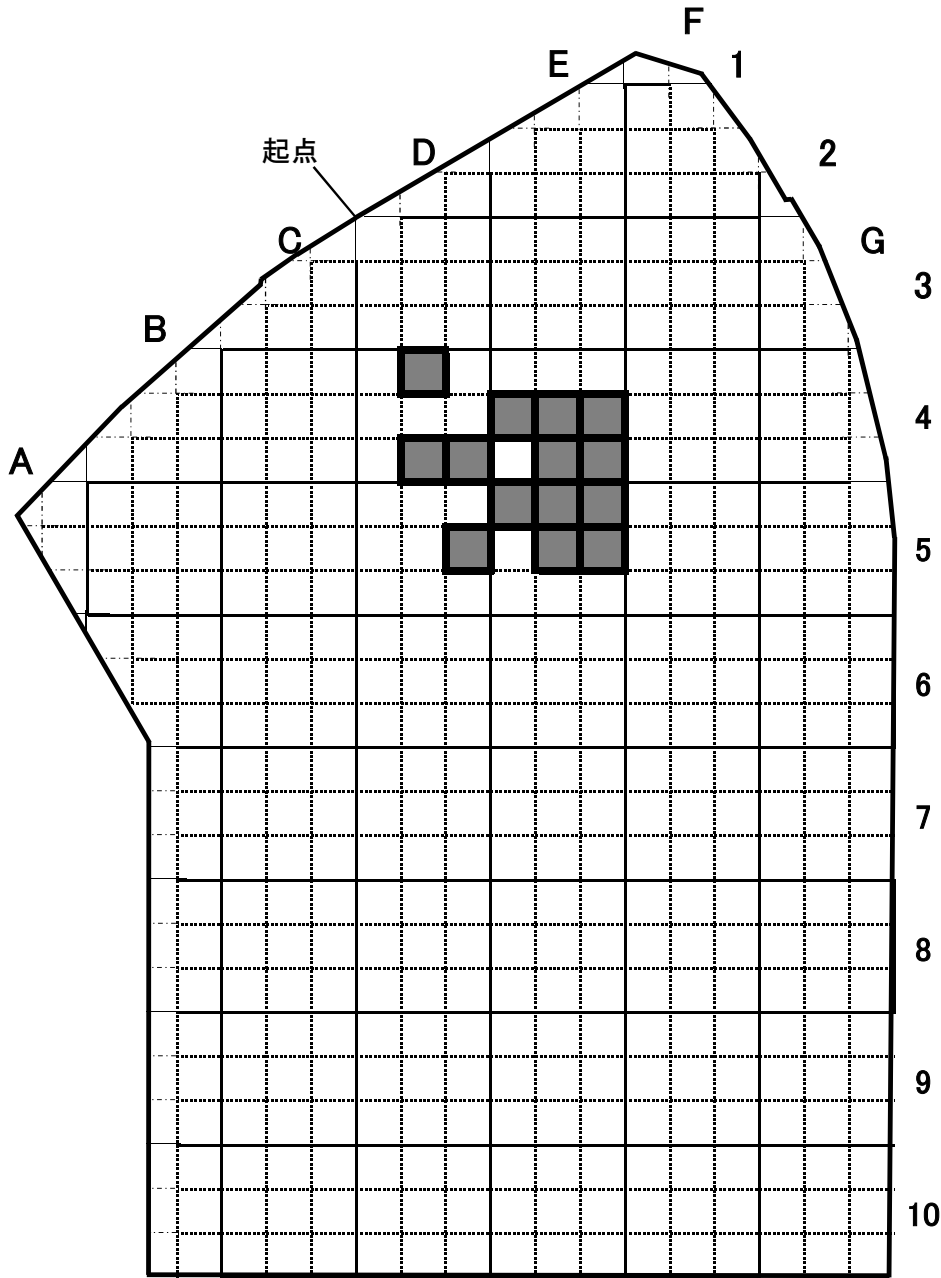
#### 1 指定する区域

常陸大宮市工業団地23番 1 の一部 (別図のとおり)

#### 2 法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>

- : 形質変更時要届出区域
- : 土壤汚染状況調査範囲

## 茨城県告示第1114号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和5年度茨城県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和5年10月10日

茨城県知事 大井川 和彦

## 令和5年度茨城県准看護師試験実施要綱

## 1 実施日時

- (1) 期日 令和6年2月4日（日）
- (2) 時間 午後1時30分から午後4時まで

## 2 試験場所

茨城県立医療大学 稲敷郡阿見町阿見4669番地2

## 3 試験方法

筆記試験（四肢択一）

## 4 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第23条に掲げる次の科目とする。

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

## 5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条により、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和6年3月に修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和6年3月に修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和6年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)、(4)又は(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたる者

## 6 提出書類

- (1) 受験願書（様式第1号）
- (2) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽、無背景、上半身を正面から撮影した縦6cm横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、准看護師試験受験願書に貼付すること。

なお、写真照合にあたっては、卒業若しくは在学している学校養成所において、その写真が受験者本人と相違

ないことの証明を受けること。

(3) 受験票 (様式第 2 号)

(4) 受験資格を証明する書類

① 5 の受験資格(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

a 既修業者又は既卒業者

卒業等証明書

b 修業見込者又は卒業見込者

修業見込証明書又は卒業見込証明書 (以下「卒業等見込証明書」という。)

さらに、合格発表後、令和 6 年 3 月 19 日 (火) までに卒業等証明書を提出すること。指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

② 5 の受験資格(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し (原本を提示し、写しを提出すること。)

(5) 准看護師試験受験願書データ (入力用紙又は電子データで提出すること。)

(6) 合格証書郵送用封筒 (長 3 サイズとし、表に送付先の郵便番号、住所、氏名を記入し 434 円分の切手 (普通郵便料 84 円と簡易書留料金 350 円の合計) を貼付すること。)

7 受験手数料

以下のいずれかの方法により納付すること。

なお、納入した受験手数料は、返還しない。

(1) 6,900 円に相当する茨城県収入証紙を受験願書に貼付のこと (消印はしないこと。)

(2) 電子納付の場合は、「いばらき電子申請・届出サービス」でクレジットカードもしくは Pay-easy (ペイジー) により 6,900 円を納付し、受験願書の茨城県収入証紙貼付欄に「電子納付済」と記入すること。

8 受験願書の配布方法

試験会場の収容人数の範囲内で配布する。配布方法は次の(1)及び(2)のとおりとし、(1)については、茨城県保健医療部医療局医療人材課に電話 (029-301-3151) での申込みとする。(2)については、いばらき電子申請・届出サービス ([https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action)) から申込みし、試験会場の収容人数に達した場合はその時点で受付を終了する。事前申込を行わずに受験願書等を提出した場合、受験は認められない。

(1) 先行配布

期間：令和 5 年 10 月 30 日 (月) から令和 5 年 11 月 10 日 (金) の午前 9 時から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

対象者：①茨城県内の看護師等学校養成所 (准看護師学校養成所を含む。) の卒業 (修業) 見込み者及び卒業 (修業) 者

②茨城県外の看護師等学校養成所の卒業 (修業) 見込み者又は卒業 (修業) 者で、茨城県内に住所がある者

③茨城県内で准看護師として就業することが内定している者

必要書類：以下のものを郵送又は持参すること。

対象者①について、学校養成所の職員以外のもので申請する場合には、卒業 (修業) 証明書の写し

対象者②については、住所がわかるもの

例) 住民票の写し、運転免許証の写し、公共料金の領収証の写しなど。また、学校養成所が一括で申請する場合は、住所一覧表でも可とする。

対象者③については、就業する予定の医療機関等が発行した内定証明書（任意様式）

(2) 通常配布

期間：令和 5 年 11 月 13 日（月）から令和 5 年 11 月 24 日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 受験願書の受付

(1) 期 間

令和 5 年 12 月 11 日（月）から令和 5 年 12 月 15 日（金）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで（郵送の場合は、令和 5 年 12 月 15 日（金）の消印有効）

(2) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6（茨城県庁行政棟14階）

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ

※出願に関する書類を持参する場合は、本人が直接持参すること。ただし、学校養成所の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、学校養成所の職員であることが確認できるもの（職員証等）を持参すること。

10 受験票の交付

受験願書を受理後、受験資格等の内容審査の上、適当と認められる者については受験票を交付する。

11 合格発表

(1) 令和 6 年 3 月 7 日（木）午前 10 時から午後 5 時まで、茨城県保健医療部医療局医療人材課及び県内各保健所にて合格者の受験番号を掲示して発表する。

また、茨城県ホームページに掲載する。

合格発表の電話等による照会は一切応じない。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書を郵送する。

(3) 試験結果の通知

① 通知内容

総点（満点）、個人の科目別得点及び総合得点

② 通知方法

可否にかかわらず、受験者全員に書面で通知する。

上記(2)の合格証書及び(3)の試験結果は、受験者が卒業（修業）見込み者である場合にあっては、卒業（修業）証明書の提出後に通知する。

12 受験に関する問合せ先

茨城県保健医療部医療局医療人材課人材育成グループ

茨城県准看護師試験担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

電話 029-301-3151

FAX 029-301-3194

茨城県告示第1115号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和 5 年 10 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題 名	配給会社
3635	映画	美乳若妻と巨乳女将 蕩けるお宿	オーピー映画
3636	映画	変態園芸 股間を耕す女たち	オーピー映画
3637	映画	誘惑つとめ口 名器のおしごと	オーピー映画
3638	映画	愛ゆえに ラブ・アゲイン	オーピー映画
3639	映画	哀れなるものたち (原題) POOR THINGS	ウォルト・ディズニー (アメリカ、イギリスアイルランド)
3640	映画	人妻集団性交クラブ	新東宝映画

## 茨城県告示第1116号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 5 年 10 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

## (2) 住所

石川県白山市松本町2512番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ菅谷東店

那珂市菅谷字地天2109番 2 外

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木 宏憲

## (3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年 6 月 3 日

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,372㎡

## (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 52台

イ 駐輪場の収容台数 7台

ウ 荷さばき施設の面積 21㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 6.5m<sup>3</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 10 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

令和 5 年 10 月 2 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 1117 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第 39 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 354 号

3 区間 坂東市辺田字原 1148 番 13 から

坂東市辺田字三本松 1091 番 28 まで 上下線

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 5 年 10 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由

①グループウェアユーザーライセンス調達 ②政策企画部情報システム課 水戸市笠原町978番6 ③令和5年9月19日 ④株式会社内田洋行 代表取締役 大久保 昇 東京都中央区新川2-4-7 ⑤91,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦令和5年8月7日

### ●漁船損害等補償法施行令に基づく発起の届出

漁船損害等補償法施行令(昭和37年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年10月10日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申し出をする漁業協同組合
神栖市波崎8498 高津 武弘 外1名	波崎	はさき漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書縦覧

##### (1) 縦覧期間

令和5年10月10日から令和5年10月24日まで

##### (2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
波崎	神栖市波崎新港9 はさき漁業協同組合

### ●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営玉川第1用排水機場地区土地改良事業(農業用排水施設)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和5年10月10日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 縦覧に供する書類

県営玉川第1用排水機場地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

令和5年10月11日から令和5年11月8日まで

#### 3 縦覧の場所

茨城県鹿行農林事務所



●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、小美玉都市計画公園を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

公園 (5・5・001 号 空港公園)

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 5・5・001 号 空港公園

ア 削除する部分

小美玉市大字与沢 字大山及び字ワナメ形の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 小美玉市役所都市建設部都市整備課

4 縦覧期間

令和 5 年 10 月 10 日から令和 5 年 10 月 24 日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)